

## 国家戦略特別区域法による特定非営利活動促進法の特例について

- 国家戦略特別区域会議が、区域計画について内閣総理大臣の認定を申請し、認定を受けたときは、NPO法人設立認証にあたり縦覧期間を2か月から2週間に短縮することとされた。  
(国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部改正法 平成27年9月1日施行)
- 縦覧期間の短縮に伴い、縦覧期間の短縮の代替措置として、インターネットの利用又は公報への掲載により公表することとした。  
(内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則)

### 【NPO法特例制度の適用状況】 (平成28年1月8日現在)

NPO法特例制度については、以下の所轄庁から区域計画の変更申請がなされ、いずれも諮問会議において認定されている。(日付は制度開始日)

仙台市	平成27年 9月24日
兵庫県	平成27年10月30日
福岡市	平成27年11月 2日
神戸市	平成27年12月 8日
新潟市	平成28年 1月 1日
愛知県	平成28年 1月 5日
名古屋市	平成28年 1月 5日